

入 札 説 明 書

(陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気)

(陸上自衛隊板妻駐屯地で使用する電気)

(陸上自衛隊駒門駐屯地で使用する電気)

(駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気 (動力))

(駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気 (電灯))

目 次

- 1 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - 2 競争入札に付する事項
 - 3 競争参加資格
 - 4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - 5 入札者の義務等
 - 6 開札の日時及び場所
 - 7 入札書の提出方法等
 - 8 入札の無効
 - 9 落札者の決定方法
 - 10 開札に立ち会う者
 - 11 契約書作成の要否
 - 12 その他
-
- 別紙第1-1 入札書 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気
 - 別紙第1-2 入札書 陸上自衛隊板妻駐屯地で使用する電気
 - 別紙第1-3 入札書 陸上自衛隊駒門駐屯地で使用する電気
 - 別紙第1-4 入札書 駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気（動力）
 - 別紙第1-5 入札書 駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気（電灯）
 - 別紙第2-1 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件
 - 別紙第2-2 適合証明書
 - 別紙第3-1 特定電源割当証明書及び再生可能エネルギー由来電力量の内訳
 - 別紙第3-2 特定電源割当計画書及び再生可能エネルギー由来電力量の内訳

入 札 説 明 書

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気、陸上自衛隊板妻駐屯地で使用する電気及び陸上自衛隊駒門駐屯地で使用する電気の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等の氏名並びにその所属に関する部局の名称及び所在地

(1) 契約担当官の氏名等（契約）

ア 分任契約担当官 : 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 津曲 英樹
イ 所属する部隊 : 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊
ウ 所 在 地 : 〒412-8550
静岡県御殿場市中畑2092-2

(2) 資金前渡官吏の氏名等（請求・支払）

ア 分任資金前渡官吏 : 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 津曲 英樹
イ 所属する部隊 : 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊
ウ 所 在 地 : 〒412-8550
静岡県御殿場市中畑2092-2

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

G p 1 : 調達件名 : 滝ヶ原駐屯地電気使用料
予定電力 : 814 KW
予定数量 : 3, 670, 758 kWh
G p 2 : 調達件名 : 板妻駐屯地電気使用料
予定電力 : 810 KW
予定数量 : 3, 646, 618 kWh
G p 3 : 調達件名 : 駒門駐屯地電気料
予定電力 : 875 KW
予定数量 : 3, 641, 211 kWh
G p 4 : 調達件名 : 梅の木水源地で使用する電気（動力）
予定電力 : 6 KW
予定数量 : 120 kWh
G p 5 : 調達件名 : 梅の木水源地で使用する電気（電灯）
予定電力 : 10 A
予定数量 : 60 kWh

(2) 調達物件の仕様等

G p ごと、仕様書のとおり

- (3) 使用期間 自 令和5年 4月 1日 00:00
至 令和6年 3月31日 24:00

(4) 需要場所

G p 1 : 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 (静岡県御殿場市中畑2092-2)

G p 2 : 陸上自衛隊板妻駐屯地 (静岡県御殿場市板妻40-1)

G p 3 : 陸上自衛隊駒門駐屯地 (静岡県御殿場市駒門5-1)

G p 4 : 陸上自衛隊駒門駐屯地 梅の木水源地 (静岡県御殿場市中清水647-4)

G p 5 : 陸上自衛隊駒門駐屯地 梅の木水源地 (静岡県御殿場市中清水647-4)

(5) 入札方法

ア 別紙第1-1~第1-5「入札書」により入札すること。

イ 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本使用単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。なお、落札にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当していない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知を受けた者のうち「物品の販売」のC等級以上に格付され、「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域における競争参加資格を有する者であること。

- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札適合条件を満たす者であること。

別紙第2-1

「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」

別紙第2-2「適合証明書」

※ 但し、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件等に変更があった場合には、変更後の条件等による。

- (9) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすることが可能であること。

別紙第3-1

「特定電源割当証明書」及び「再生可能エネルギー由来電力量の内訳」

別紙第3-2

「特定電源割当証明書」及び「再生可能エネルギー由来電力量の内訳」

4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒412-8550

静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊契約班 担当：西村

電話：0550-89-0711（内線：464）

FAX：同上（要交換切替）（内線：487）

メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和5年1月10日（火）12時00分までに3（6）に掲げる書類、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、3（7）～（9）の関係書類を提出（持参又は郵送）しなければならない。

なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は第433会計隊契約班において審査するものとし、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和5年2月10日（金）9時00分

- (2) 場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 会計隊入札室

7 入札書の提出方法等

- (1) 郵便による入札は、令和4年2月9日(木)17時00分までに必着のこと。また、事前に郵便入札を行う旨を連絡するとともに、発送者の責により到着を確認すること。
- (2) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることが出来ない。
- (3) 入札において、代理人が入札する場合には、委任状(様式随意)を提出しなければならない。また、日本国籍を有する者であること。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札は認めない。

8 入札の無効

- (1) 入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 以下の各号に該当する入札書は無効とする。
 - ア 入札金額、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名の記載)及び入札者の押印のない入札書(代理人が入札する場合は、代理人の氏名を併せて記入し押印すること)
 - イ 入札金額の記載が明確でない入札書
 - ウ 入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び代理人の氏名が明確でない入札書
 - エ 暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 落札者の決定方法

総価(グループ別)で、当隊所定の予定価格の範囲内でかつ最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 開札に立ち会う者

- (1) 開札の際、入札者又はその代理人はこれに立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札に関係ない職員が立ち合い、開札する。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札中は開札会場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場を退場することができない。

11 契約書作成の要否及び契約事項

契約締結に当たっては、契約書を作成する。契約締結をもって本案件は成立するものとする。

12 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 違約金の徴収

落札者が契約を結ばないときは入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を、それぞれ違約金として徴収する。

(3) 代金の請求方法

請求は、振込手数料を要しない払込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付できない場合は、官側に発生する振込手数料は業者側が負担するものとする。

(4) 支払方法

支払は、履行完了後、契約相手方から適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(5) 上記による他、本件入札に参加する場合において遵守すべき事項は、東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>) 及び第433会計隊事務室に公開されている「標準契約（請）書」及び「入札及び契約心得」によるものとする。